

# 佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

## 議事 2 平成 25 年度主要事業について

平成 25 年 9 月 20 日

佐嘉神社記念館 3 階

## 目 次

	頁
議事 2 平成 25 年度主要事業について	
(1) 居宅介護福祉用具購入費の受領委任払いについて……………	1
(2) 介護予防支援事業所及び地域包括支援センターに係る基準について……………	3



## 議事 2 平成 25 年度主要事業について

### (1) 居宅介護福祉用具購入費の受領委任払いについて

#### 1 事業の全体像

要介護・要支援認定を受けた方が、必要な福祉用具（腰掛便座、入浴補助用具等）の購入を行った際に、購入費用の9割が「居宅介護福祉用具購入費」として支給されます。（1年度で購入費用の10万円が限度額となります。）

平成24年度までの支給方法は、「償還払い」だけでしたが、平成25年度から「受領委任払い制度」を開始することとし、利用者が購入に係る支払い方法を選択できるようにしました。

「償還払い制度」・・・利用者が購入費用の全額を特定福祉用具販売業者に支払った後、佐賀中部広域連合から利用者に「居宅介護福祉用具購入費」を支給する

「受領委任払い制度」・・・利用者は、購入費用のうち、自己負担分（1割相当額）を特定福祉用具販売業者に支払い、「居宅介護福祉用具購入費」は、受領委任を受けた特定福祉用具販売業者に佐賀中部広域連合が支払う。。

#### \* 福祉用具購入に係る実績

	件数（件）	給付費（円）
平成23年度	1,278件	30,170,059円
平成24年度	1,332件	31,178,023円

## 2 手続きの流れ

### ① 業者の登録

受領委任払いによる購入は、あらかじめ佐賀中部広域連合に登録した特定福祉用具販売事業者からとなります。

### ② 福祉用具の購入

利用者は、特定福祉用具販売事業者から福祉用具を購入し、購入費用の1割（自己負担分）を支払います。

### ③ 給付費の申請

購入後、利用者が佐賀中部広域連合に「居宅介護福祉用具購入費」の受領委任の支給申請を行います。

この場合において、特定福祉用具販売事業者が申請の代行を行うことも想定しています。

### ④ 給付費の支払

利用者からの支給申請に基づき、特定福祉用具販売事業者に「居宅介護福祉用具購入費」の支払いを行います。

その支払いは、佐賀中部広域連合に提出された支給申請を1月分まとめて、その翌月に特定福祉用具販売事業者が事前に登録を行っていた指定口座へ振込みます。

## 3 その他

### ① 検討

実施に際しては、平成24年2月に関係事業者へアンケート等の意見聴取を行い、その後、実施に向けた具体的な検討を行いました。

### ② 事業者への周知

平成25年3月7日に開催した「佐賀中部広域連合住宅改修等研修会」においてケアマネジャー、県内の福祉用具販売事業者へ案内文を送付し手続きの流れ等の説明を行いました。研修会へ参加できなかった販売事業者に対しましては、当日の資料と、販売事業者登録の申請書を送付しています。

## (2) 介護予防支援事業所及び地域包括支援センターに係る基準について

### 1 介護保険法の改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年 6 月 14 日公布）により介護保険法が改正され、介護予防支援事業所の指定基準及び地域包括支援センターの設置基準を地方公共団体が条例で定めることとなっている。（施行 平成 26 年 4 月 1 日、経過措置 平成 27 年 4 月 1 日まで）

### 2 定めるべき指定基準

#### ア 介護予防支援事業所

条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- ・介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

#### イ 地域包括支援センター

条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

### 3 これからの方向性

制度改正等が検討されているため、国の方向性が確定後、検討を開始する。

（スケジュール等）

- 平成 26 年 4 月～ 指定基準に係る関係者協議  
7 月～ 指定基準のパブリックコメント  
9 月～ 条例・規則の原案作成  
平成 27 年 2 月 広域連合議会議案提出